

**ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務に
係る公募型プロポーザル手続き開始の公示**

令和7年12月18日

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー¹
理 事 長 松 藤 研 介

1 業務概要

- (1) 業務名
ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務
- (2) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 業務内容
別紙「ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務 基本仕様書」のとおり。
- (4) 概算事業費
本業務に係る費用は、2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 最優秀提案者の選定方法
公募型プロポーザルを実施し、最優秀提案者を特定する。
公募型プロポーザルの詳細については、「ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）改訂版 版下データ作成・印刷業務公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）」による。

2 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4及び広島市
契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）第2条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修
繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除
く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録
種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又
は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取り消しを受けていないこと。

- (5) 次に掲げるものでないこと。
 - ア 後記7の審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主催し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及びこれらの組織に所属するもの
- (6) 広島県内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

3 説明書、基本仕様書及び現行の「ようこそ！広島へ観光ガイドマップ（日本語）」等の配布方法

説明書、基本仕様書等は、公益財団法人広島観光コンベンションビューローのホームページ（<https://www.hiroshimacvb.jp/>）のトップページ上の「入札情報」→「公募型プロポーザルのお知らせ」画面を開き、添付資料からダウンロードすることができます。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和8年1月9日（金）までの閉所日を除く毎日。午前9時から午後5時45分まで。

(2) 配布場所

〒730-0011 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル6階
公益財団法人広島観光コンベンションビューロー
魅力創造部 誘客・受入担当

4 参加申込受付

(1) 募集期間

公示日から令和8年1月13日（火）までの閉所日を除く毎日。午前9時から午後5時45分まで。

(2) 提出場所

前記3(2)と同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、前記3(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和8年1月14日（水）までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年1月19日（月）までの閉所日を除く毎日。午前9時から午後5時45分まで。

イ 受付場所 前記3(2)に同じ。

ウ 受付方法 質問書（様式2）に記入の上、電子メールにより提出すること。

E-mail : creativetourism@hiroshima-navi.or.jp

(2) 前記(1)項の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより、質問者に直接回答するとともに、前記3(2)において、令和8年1月20日（火）までの閉所日を除く毎日、午前9時から午後5時45分までに閲覧に供するとともに、公益財団法人広島観光コンベンションビューローホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限 令和8年1月20日（火）午後5時45分まで

(2) 提出場所 前記3(2)に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

7 最優秀提案者の特定

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容を審査委員会において審査し、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査基準

説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に、書面により通知する。

8 その他

詳細は説明書による。